消防用設備等の種類									自動火災	ジ報知!	設備							ガスキ	もれ火災警報	非常警報設備				消防			
			法第 17条の205 第24条 令第21条								規則第23条					法第17条の2の5	法第 7条の2の5		法第 17条の2の5				機災				
		第1項								煙感知器 煙感知器、熱煙複合 式スポット型感知器 炎			炎感知器	令第34条			-	放送設備、非常ベル、放送設			送設備と非常ベル						
			一 延	特防	地無	地 3	地 2	11	通	指	道供		階	天	又は炎	感知器	天	既	設 建 物	温泉	既	自動式サ うち1種	イレンの	又は放送記 式サイレ		へ通報する知設備	
	1	存	で面	定 火 1 対	浴 階 階 ※	所 階 無 N	階階	階	信	定	路され	室		井	廊	地 11 階	井	存	を及び要却	採	存	北京	 	E)		3	
火対象物の別(令別表第一)	,	そ	積 m²	階象	又 m <sup>2</sup>	窓片	又以	以	機	,	のる		段	0)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	無窓階	0	~	を す(m² 以上)	取設	۔ ح	_	無無		階	<b>令第23</b> 第	<b>条</b>
は特定防火対象物	<u> </u>	及	以 般 上	段 物 等 "1	以上し	17 フ は 階	は上	上	室		用部に分	部分	等	高さ	通路	階 5	高さ	及	る(以上)	備	及	般	階 ※	般	数	(延べ面積 m <sup>2</sup> 以上)	
劇場、映画館、演芸場、観覧場	•	*10	300	全部		床	駐車	11	床	危	屋	I	*12	感	0	8	感		<u>(A)</u>	温		50	20	300	B		(1
2 公会堂、集会場		*10	500	TIP		型 積 300	の田田	以	積 500	物の	上にあ	レベ		器			知 器		地 階	泉採		50	20	300	地階		()
キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの						m <sup>2</sup> 以	に供	の階	m <sup>2</sup> 以	規制	って	P		取り			を設置		の床	のた					を除		
2 遊技場、ダンスホール			300		100	上の	する	PE	上の	に関	は床	の見		y 付 け			しずる		自積	めの					く	500 ※9	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第五項に規定する性 風俗関連特殊営業を営む店舗((2)項ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供		*10		全部		<b>5</b>	部分		8	する	面積	降路	*12	面の	0	8	区域		台 計	設備		50	20	300	数が		(2
されているものを除く。) その他これに類するものとして総務省令で定めるもの カラオケボックスその他遊師のための連備ソけ物品を腐安(これに頼する施設を含む。) において変に利田させる役務を現代する				-			の床			政会	600 m <sup>2</sup>			高さ			の天		1000	で総					以 以		
			全部				直積			別表	以上	※14 オンシ		が 15			井等			務省					カル		+
'   待合、料理店その他これらに類するもの	•	*10	300	全部	100		200 m <sup>2</sup>			第四	それ	ン   ユ   1	*12	m 以	0	8	の高	•		で定		50	20	300	Ø 7	1000 ※9	(
1 飲食店  万俣庁 フェケットをの値の髄リ販売業を受わける「中屋子根		*10	300	全部			上 (			で定	以外	<b>  ├</b>	*12	上 20	0	_	さが			める		50	90	900	は地	-	1
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場 が館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	•	*10 *10	全部	全部			但し			める	400 m <sup>2</sup>	パ イ	*12	未満	U	⊗ ⊗	15 m			<b>5</b>		50 20	20	300	階の	500 ※9	4
が取られてから相相別での他これらに現りるもの 1 寄宿舎、下宿、共同住宅		×10					駐車			数量	以上	ブダ		の担	0		以 上	····		が設		50	20	300	階数		
(1)病院で診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他規則第5条第4項で定める診療			500				する			の 500	の も	—   ク ト	$\vdash$	合			の場合	☆		置き		50		800	が 3	1000 %9	3
科名等)を有し、療養病床又は一般病床を有するもの (2) 参議所で参議科名由に特定参議科名(内科 軟形外科 リハビリテーション科をの他用用第5条第4首で完める参			全部				すべ			以上	0,	そのい					所 20			れてい					以上	全部 ※18	
*   療科名等)を有し、4人以上の患者を入院させる施設を有するもの			土印				ての			上の		他これ					m 未			いる		20			のも	全部	
20 (3)病院((1)以外)、有床診療所((2)以外)、有床助産所 (4)無床診療所、無床助産所			300				車両			追		れら					満は			の。					0,	500	
(4)無床診療所、無床助産所 (1)老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム*15、有料老人ホーム*15等							が同			燃		類な					煙感		(A)						*8		
(2) 救護施設 (3) 乳児院			全部				時に			初を時		する。	*12			8	知器	•	き 同				20	300		全部 ※18	
20 (4) 障害児入所施設	•	*10		全部			屋外			蔵		0,0					iii		Ľ							×18	
(1) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター等			全部				出っ			又		階段								'		50					-
(2) 更生施設 (3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども関、児童養護施設等			又は				る こ し			は取り		及び														500	
20 (4) 児童発達文援センター等			300				とがで			り 扱		傾									•						
(5)身体障害者福祉センター、地域活動支援センター等			*19 300				きる			5		路。														500 ※9	- l
対稚園又は特別支援学校 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	0		500				構造			0	-		$\vdash$	-				Α,		-		50	90	800		500 %9	+
小子校、中子校、義務教育子校、高寺子校、中寺教育子校、高寺寺門子校、入子、専修子校、各種子校での他これらに類するもの 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	0		500				題の際				-		$\vdash$	-				☆		-		50	20	800			ŀ
図音串、厚物曲、天物曲での他これらに類するもの 蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	•	*10	200	全部			を除				-		*12	-		$\otimes$		•	<ul><li>Aと同じ</li></ul>	_		20	20	300		1000	-
	<u>©</u>	W 10	500				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\						*12		0	⊗			(4) C 17 U			50	20	300		1000 ※9	
車両の停車場、船舶又は航空機の発着場	0		500				0 5				+		$\vdash$	-				☆		+		50	20				-
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	0		1000				0,				+		$\vdash$					☆		1		50	20				+
工場、作業場			-000								-			-						-					-		+
1 映画スタジオ、テレビスタジオ	0		500												0	$\triangle$		☆				50	20			500 ※9	,
自動車車庫、駐車場			500													$\neg \neg$											†
飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0		全部													$\triangle$		☆				50	20			1000	1
倉庫	0		500											İ		Δ		☆				50	20			<b>*9</b>	Ī
前各項に該当しない事業場(事務所、銀行、裁判所等)	0		1000											Ī	0	8		☆				50	20		]		_
※1.特定用途を含む複合用途防火対象物	•		300 ※13		*3							*14	*12		0	8		•	1000(500) %5			50	20	500		*18	.]
1 イ以外の複合用途防火対象物	0		*4												×	×		☆				90	20				
※7.地下街	•		300 **13									*14			0	8		•	延べ面積1000				20	全	部	全部	
※7.準地下街	•		$^{500}_{(300)}$ *2									*14			0	8		•	1000(500) %6				20	*	<b>8</b>	<b>*9 *18</b>	8
重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物	•		全部													$\triangle$						50	20		<b>働と同じ</b>	500 ※9	,
童要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物  遠とは、(1)項~(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は、(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されるもの。	情段室 (3)、( (3)、( (3)、( (3)、( (4) ) (1) ) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	(6) 項ハで利 る個室部分の 号当。 号当。 せるもの 当、 を難し と を 動し。 を が き。 を も の に る も の と き。 を き。 を き。 を き。 を き。 を き。 を き。 を き。	知器 1 種・ 川用者を入屋 に限る。 りに限る。 りに限る。 りに限る。 背火活動上を すること((16 かは300m²,	号又は宿泊: 有効な開口 5)項イ、(16 <i>0</i>	させるもの 部を有しな )2)項及び(	)、(6)項ロの	の用途に供 う。		2 ( 3)	イロ)特イ)の イロ)の の の の の の の の の の の の の の	火対象物( 外外の防火対象的火対象的大対象的大対象的大対象的大力。 所述を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型を 大型	表中」の 対象物の地ドインの 対プ器を受力の の地ドンで ので ので ので を ので を を を を を を を を を を を を	簡素によう。 簡素によう では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	11階以上の ーターの リターのとこ リを要構造 と が い を要構造 と が が 対 を 対 を 対 を 対 を 対 を が 数 に の と の る 、 で も の も の を が が が が が が が が が が が が が が は り は を は り は は は は は は と は と は と と と と と と と と	ラーヘッド? の階。など。 非降路。など。 おである壁をされていた温熱を されては、黒熱感	を設けた場 こついて氏れ このは、既存 いば、ならな は、特種、煙感気 知器、煙感気	う過半の億 存そ及の適 い場所。 1種(公称作 知器又は、	修繕又は模札 用を受ける  乍動温度75℃ 炎感知器のい	投備を省略できない場 様替えの場合は既存4 防火対象物を示す。 に以下のものに限る。 いずれかを設置。	そ及の適用		火対象物を	示す。		<b>圏と同じ</b>	500 **9	_

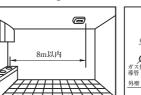
- ⊗印は、煙感知器、熱煙複合式スポット型感知器又は炎感知器を設置することを示す。

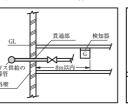
		自動火災報知設	備記	设計基準	準抜精	卆									
	(1)1の警戒区域の面積は600m <sup>2</sup> 以下、主要な出入口から内部を見通せる場合1000m <sup>2</sup>			感知器の取付高さの制限と感知面積(m²)											
	以下。				4m	未満	4m~8	m未満	8m~1	5m未満	15m~ 20m未満				
(No.)	(2)一辺の長さは50m以下、光電式分				耐火	非耐火	耐火	非耐火	耐火	非耐火					
警	(3)次の(4)を除き2以上の階にわた	らないこと。	□ <sub>1</sub>	差動式スポッ	ト型1種	90	50	45	30						
	(4)階段、エレベーター昇降路、ダク 警戒区域とする。	$\Box_2$	"	〃 2種	70	40	35	25							
域	(5)階段の警戒区域は、地階が1階の	-	定温式スポッ		70	40	35	25							
	地階が2以上のものは、地上階と	別にする。		//	/ 1種	60	30	30	15			4			
	(6)階段等の警戒区域は、感知器の記	S <sub>1</sub>	煙スポット	型 1 種 2種	150	150	75 75	75 75	75 75	75 75	75				
	(1) 防災センター等(防災センター、中	央管理室、守衛室等常時人がいる場所)に設ける。		"	3種	50	50								
	(2)1の対象物(設置単位が階のものには2台まで、2台以上の場合は、受信														
受信機	(3)2級1回線は延面積(設置単位が隔に限る。	皆のものにあっては当該階の床面積)350m²以下		送光部	(1)光草	軸は平行	する壁か	ら0.6m以	上離す。						
機	3級受信機は延面積(設置単位が	階のものにあっては当該階の床面積)150m²以下	光電式	S											
	に限る。			受光部		3)光軸の長さは5m以上100m以下。 4)光軸から水平距離で7m以下が警戒範囲。									
$\vdash$	(4)2級受信機は5回線まで。	型	→S												
®	(1) 各階ごとにその階のどの部分か (2) 地上階が 5 階以上で延べ面積が	差動式	☑ 空気管	<b>营式(1、2</b> 種	i) ごと	相互間隔9(6)m、接続長100m以下、露出長は感知区域 ごとに20m以上、取付面の高さ15m未満。 ※()内は耐火構造以外。									
P	(一定時間経過後又は新たな火災 各階ごとにその階のどの部分から	差動式分布型	大												
0	表示灯は発信機の直近の箇所に設け	炎 感 知 ☆ 赤外線、紫外線 床面から1.2mの監視空間(道路の用を除く) 器													
Ω	終端抵抗器は、1級もしくは2級(自動断線検出回路付)方式の回路の末端に設ける。			類											
R	移報器は、消火栓ポンプ起動連動等	(1) H							な場所	Ť					
S	点検口付煙感知器、シャフト最上部	(1)取付け面の高さが20m以上ある場所。(炎感知器を除く) (2)主要構造部を耐火構造とした建物の天井裏の部分。													
E	各階ごとにその階のどの部分から	(3) 7	天井裏で、天	井と上階の	の床との	間の距離	が0.5m未i	満の場所	>						
H	配線				(4) 煙感知器にあっては(1) ~ (3) の他										
(1) 原	<b>ボー</b> 惑知器回線は送り配線とする。	(4)地区音響装置への配線は耐熱電線。	(>	イ)じんあい、 				ro .		*	O₂ (				
(2) 原	感知器回路の共通線は7回線毎に	(5)消火栓連動の場合表示灯配線は耐熱電線。	(1	コ)腐食性ガス			-	揚所。		//	0 (				
$\vdash$	本の割合で設ける。 感知器回路の線路抵抗は往復で50Ω		(/	()厨房その他	也、正常時	に煙が滞	留する場	所。							
	以下とする。		<b>⊢</b> `	ニ)著しく高温					_/						
1級プ	方式の電線の基本本数は、表示線(L)1	1回線に1本、共通線(C)7回線毎に1本の割合、電	<u> </u>	k)排気ガスカ 	, , ,	, , , ,	*****	Fe .							
		表示灯線各2本の計8本。(一斉鳴動方式) 会連動でない場合も受信機と発信機間の配線を	<u> </u>	)結露が発生			7 (8) (3 (9)(1)	10			0 (				
	追加して3本とすること。(消火栓連動	<ul> <li>●※はじんあい、微粉等が侵入しない構造又は措置を講じたもの。</li> <li>◆水蒸気が多量に滞留する場所又は結露が発生する場所はX、①(防水型)を使用。</li> <li>◆水蒸気が多量に滞留する場所、(ロ)(ハ)(へ)の定温式は75℃以下。</li> </ul>													
				(ロ)は性状( ●は令第3				)を使用。							
	感知器の	適応場所(左側有窓階	大夫	i側·····	・・地陸	<b>扒無</b>	窓階、	11階	以上	)					
用途	場所 事務室 会議室 食 堂	売 場 客 室 病 室 ポンプ室 電気室	ボイラー	室 手術室				$\overline{}$				居室			
デパー	-F 44	O <sub>1</sub>	7	1 1/26	<del></del>	<del></del>	SS								
-	ÉN 15A T S T S		+	186	+ +	+ +		+	-						
-	院。傾(USUSUS	- 1			+ +	+ +	+								
$\vdash$			$+$ : $\rightarrow$	+	+	+ -									
-									υ¦Ū						
	特殊な場所 油庫 □ t (防爆) サウナ □ tで150℃ 電池室 □ (耐酸・耐アルカリ) 電算機室 S (燻焼火災) 注: (1) 感知器の種別はそれぞれ適応するものを選ぶこと (□ 2種、S 2種が一般に多く使用されている)。														
	(2)押入の°□₀は、市町村によりSを設ける場合もある。														

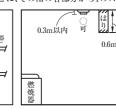
2025年4月1日現在の内容です。

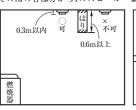
## ガスもれ火災警報設備設計基準抜粋

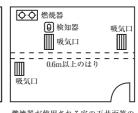
- ●警戒区域<u>△</u>: 自火報設備に準ずる。貫通部は別警戒区域とする。 ●受信機<u>「</u>: 自火報設備に準ずる。 ●中継器 ──: 点検に便利で、防火上有効な措置を講じた箇所。
- ●音声警報装置 ②: 操作部は受信機の直近。スピーカーは各階ごとに、その階の各部分から1のスピーカーまで水平距離25m以下。(非常放送兼用可)

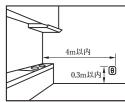












●ガスもれ検知器

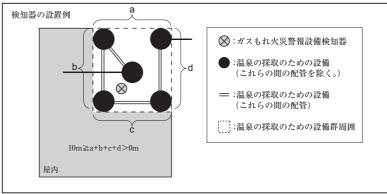
燃焼器又は貫通部から、水平距離で8m以内の位置に設ける。

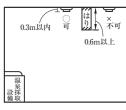
検知器の下端は、天井面等の下方0.3m 以内の位置に設ける。

天井面等が0.6m以上突出したはり等 燃焼器が使用される室の天井面等の <重ガス> によって区画されている場合は、当 付近に吸気口がある場合には、当該 燃焼器又は貫通部から、水平距離で いない吸気口のうち、燃焼器から最内の位置に設ける。 も近いものの付近に設ける。 (貫通部に設けるものも同様)

歳はり等より燃焼器側又は貫通部側 に設ける。 に設ける。 突出したはり等によって区画されて 検知器の上端は、床面の上方0.3m以

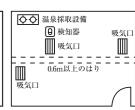
## ●温泉採取設備におけるガスもれ検知器設置基準





天井面等が0.6m以上突出したはり等 温泉採取設備が使用される室の天井 該はり等より温泉採取設備側に設け

以内の位置に設ける。



によって区画されている場合は、当 面等の付近に吸気口がある場合に は、当該燃焼器との間の天井面等が 0.6m以上突出したはり等によって区 検知器の下端は、天井面等の下方0.3m 画されていない吸気口のうち、温泉 採取設備から最も近いものの付近に

設ける。

●ガスの濃度を指示するための装置( ≥ )を防災センター等に設ける。

●音声警報装置(②:操作部は受信機の直近。スピーカーは各階ごとに、その階の各部分から1のスピーカーまで水平距離25m以下。(非常放送兼用可)

危険物の規制に関する規則  (危規則第38条第1項) 自動火災報知設備の設置基準							
製造所等の別	等の別 設置対象(指定数量の倍数が10以上の製造所等)						
	①高引火点危険物のみを100℃未満の温度で取り扱うもの	延べ面積500m <sup>2</sup> 以上のもの					
製 造 所一般取扱所	②その他のもの	<ul> <li>⑦ 指定数量の100倍以上のもので屋内にあるもの</li> <li>④ 延べ面積500m²以上のもの</li> <li>② 一般取扱所の用途に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。)</li> <li>⑦ ~ ⑨のいずれかに該当するもの</li> </ul>					
屋内貯蔵所	①指定数量の100倍以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱うもの(高引火点危険物を貯蔵し、又は取り扱うものを除く。) ② 貯蔵倉庫の延べ面積が150m²を越えるもの(貯蔵倉庫が150m²以内ごとに不燃材料で造った開口部のない隔壁で区画されているもの又は第2 類若しくは第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類危険物を除く。)を貯蔵し、若しくは取り扱うものにあっては延べ面積 500m²以上のもの。) ③ 軒高が6m以上の平屋建のもの ④建築物の一部に設ける屋内貯蔵所(他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第2類又は第4類の危険物(引火性固体及び引火点が70℃未満の第4類危険物を除く。)のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)						
屋外タンク貯蔵所	外タンク貯蔵所 ①岩盤タンクに係るもの						
屋内タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所  ①タンク専用室平家建以外の建築物に設けるもので引火点が40℃以上70℃未満の危険物に係るもの (他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの等を除く。)						
給油 取扱所	油 取 扱 所  ① 1 階の一方のみが開放された屋内給油取扱所 ②上部に上階を有する屋内給油取扱所						

